

業務改善助成金

事業場の最も低い時間給を、40円以上上げる中小企業に、業務改善経費として、最高 **100万円** を助成します。

👉 **業務改善に伴う設備投資資金の一助として活用しよう！**

＜支給の要件＞

- ①事業場の最も低い時間給が800円未満かつ長野県最低賃金713円(時間額)以上の労働者を使用している事業場
- ②賃金引上計画の策定(事業場内で最も低い時間給を40円以上上げる)
- ③業務改善計画の策定(労働能率の増進に資する設備・機器等の導入)
- ④賃金引き上げのために業務改善として10万円以上の支払い
- ⑤助成率:常時使用労働者数31人以上(企業全体) →助成率2分の1
常時使用労働者数30人以下(企業全体) →助成率4分の3
- ⑥受給対象

- ・過去に利用実績が無く、26年度に初めて助成金の申請を行う場合
- ・26年度に本制度を利用した事業場は、27年度以降の申請は出来ません。
なお、25年度までに従来の「賃金改善計画」に基づき利用された場合で、26年度以降の引上計画による26年度申請は可能です。

＜支給事例(業務改善計画の例)＞

- ①A社(介護事業)は、施設利用者の送迎効率の向上を図るため、車いす乗降可能な車両を導入し、当該車両の購入費用として100万円の助成金が支給された。
- ②B社(建設業)は、手作業で行っていた狭い現場での作業効率の向上を目的に超小旋回型油圧ショベルを導入し、当該導入費用として100万円の助成金が支給された。
- ③C社(製造業)は、手作業で行っていた加工部品や装置の搬出入が容易かつ短時間に実現可能となり、また作業者の負担減少・作業効率の向上を図るためフォークリフトを導入し、当該導入費用として100万円の助成金が支給された。

※他の助成金支給事例は、長野労働局ホームページの「業務改善助成金利用事例集」をご覧ください。

問い合わせ先

〒380-8572 長野市中御所1丁目22-1

長野労働局 労働基準部 賃金室

TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

ホームページ nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

助成率の例 (上限額100万円)

- ・事業場内最低賃金を40円以上上げる必要があります。
- ・業務改善に要する経費の合計が10万円以上の計画を策定して下さい。
- ・40円以上上げた事業内最低賃金を就業規則で定めてください。

常時使用する
労働者数が、企業
全体で31人以上

助成率

$\frac{1}{2}$

改善経費の2分の1
(上限100万円)

支給例(31人以上)

例1: 改善経費220万円 → $220\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1,000,000\text{円}$ (上限額)
例2: 改善経費135万円 → $135\text{万円} \times \frac{1}{2} = 675,000\text{円}$

常時使用する
労働者数が、企業
全体で30人以下

助成率

$\frac{3}{4}$

改善経費の4分の3
(上限100万円)

支給例(30人以下)

例3: 改善経費220万円 → $220\text{万円} \times \frac{3}{4} = 1,000,000\text{円}$ (上限額)
例4: 改善経費135万円 → $135\text{万円} \times \frac{3}{4} = 1,000,000\text{円}$ (上限額)
例5: 改善計画100万円 → $100\text{万円} \times \frac{3}{4} = 750,000\text{円}$

◎ 受給対象

- ①過去に利用実績が無く、26年度に初めて助成金の申請を行う場合
- ②26年度に本制度を利用した事業場は、27年度以降の申請は出来ません。なお、25年度までに従来の「賃金改善計画」に基づき利用された場合で、26年度以降の引上計画による26年度申請は可能です(事業場内最低賃金が801円以上の事業場を除く)。

※賃金については、名目の如何を問わないので、例えば「最賃保障手当」といった名目で時間額を40円以上上げることでも差し支えありません。

業務改善計画
(労働能率の増進に資する
設備・機器等の導入)

◎通常の事業活動に伴う経費や単なる機械や器具の入れ替え、必要性のない増築、模様替え等は対象となりません。
※不明な点につきましては、長野労働局賃金室まで問い合わせ下さい。

- ・消費税等について未納がないこと
- ・労働保険に加入し、直近2年間に労働保険料を未納していないこと等が必要です。 ※詳しくお知りになりたい場合は、長野労働局賃金室まで問い合わせ下さい。
- ・賃金引上計画及び業務改善計画は、交付決定通知を受けた後に行ってください。

平成 26 年度業務改善助成事業の支給要件等の変更について

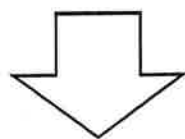
平成 25 年度

支給の要件

- ① 賃金改善計画（4 年以内）
事業場内で最も低い時間給（又は時間換算額）を 4 年以内に 800 円以上とする計画を作成し、1 年目に 40 円以上の引上げを実施すること。
- ② 業務改善計画
業務改善計画（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修など）についての計画を作成し、実施すること。
- ③ 助成対象地域
地域別最低賃金 720 円以下の 37 道県

支給額

上記業務改善の経費の 2 分の 1（下限 5 万円、上限 100 万円）



平成 26 年度

支給の要件

- ① 賃金引上げ計画（単年度）
事業場内で最も低い時間給（又は時間換算額）を 40 円以上の引上げを実施すること。
- ② 業務改善計画
平成 25 年度に同じ。
- ③ 助成対象地域
地域別最低賃金 800 円未満の 44 道府県

支給額

上記業務改善の経費の 2 分の 1（下限 5 万円、上限 100 万円）

ただし、労働者数 30 人以下の中小企業は助成率 4 分の 3 に引上げ。

（注） 「労働者数 30 人以下の中小企業」とは、支店等の単位事業場規模ではなく、支店等を含めた企業全体の規模で労働者数 30 人以下が該当します。